



2024年3月

「離島等供給約款[低圧用]」の見直しに関するお知らせ

拝啓 平素より当社事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「離島等供給約款[低圧用]」に定める料金単価等は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」）の料金単価等に準じております。

この度、東電EPが2024年4月1日より低圧の料金プランの料金単価等を見直すことを公表したことを踏まえ、当社においても「離島等供給約款[低圧用]」を届出のうえ料金単価等を変更いたします。

また、2023年5月のお知らせどおり、当社「離島等供給約款[低圧用]」に定める各種割引等について、東電EPの公表内容[※]を踏まえ、2024年10月より見直しいたします。

なお、「離島等供給約款[低圧用]」の見直しについて、過去にお知らせした内容は、当社ホームページのお知らせ欄にも掲載しております。

掲載先：

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/liberalization/kyoukyusya/island/>
島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへのお知らせ



※ 東電EPの公表内容については、以下に掲載されております。

掲載先：

https://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2024/1666919_8669.html



何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

東京電力パワーグリッド株式会社

[電話番号] 0120-933-375

0120から始まる電話番号をご利用になれない場合

[電話番号] 03-4214-5678

[受付時間] 9時～17時（日曜日、休祝日、年末年始を除く）

「離島等供給約款[低圧用]」の見直し内容

【新しくお知らせする内容】

1. 料金単価の変更

対 象：すべてのお客さま

見直し内容：「離島等供給約款[低圧用]」に定める料金単価を変更いたしました。各料金プランの料金単価については、「料金プランごとの見直し詳細」をご確認ください。

実 施 日：2024年4月1日

2. 料金プランの見直し（新規受付は終了しています）

対 象：公衆街路灯のお客さまについての特別措置、深夜電力A

見直し内容：本料金プランを廃止いたしました。

<見直し前の「離島等供給約款[低圧用]」における変更内容>

附則4 公衆街路灯のお客さまについての特別措置と、附則9 深夜電力のお客さまについての特別措置(1)深夜電力Aの規定を廃止

実 施 日：2024年4月1日

【2023年5月に既にお知らせしている内容】

3. 一括前払契約の経過措置の廃止（新規受付は終了しています）

対 象：定額電灯、公衆街路灯A

見直し内容：口座振替により電気料金を半年または1年間で一括して前払いいただくことによって、一括前払割引を適用しておりますが、東電EPにおいて、2024年10月以降に契約満了を迎えるお客さまより順次廃止することから、当社においても、2024年10月以降に順次廃止いたします。

<見直し前の「離島等供給約款[低圧用]」における変更内容>

附則2 料金についての経過措置(3)一括前払契約を適用しないよう変更

実 施 日：2024年10月1日以降の契約満了時より

4. 口座振替割引の経過措置の廃止

対 象：従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、臨時電灯B・C、公衆街路灯B、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力、第2深夜電力

見直し内容：口座振替でお支払いいただいている場合、毎月の電気料金から55円の割引を行っておりますが、東電EPにおいて廃止することから、当社においても2024年10月分料金より廃止いたします。

<見直し前の「離島等供給約款[低圧用]」における変更内容>

附則2 料金についての経過措置(2)口座振替割引を適用しないよう変更

実施時期：2024年10月分料金より

5. 電化厨房住宅契約の経過措置の廃止（新規受付は終了しています）

対 象：電化厨房住宅契約を現在ご契約されているお客さま

見直し内容：対象のお客さまの毎月の電力量料金から3%（1ヶ月につき上限額550円）の割引を行ってありますが、東電EPにおいて廃止することから、当社においても2024年10月分料金より廃止いたします。

<見直し前の「離島等供給約款[低圧用]」における変更内容>

附則2料金についての経過措置(1)電化厨房住宅契約を適用しないよう変更

実施時期：2024年10月分料金より

6. 力率割引および割増しの廃止等

対 象：低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力

見直し内容：力率が85%を上回る場合は基本料金を5%割引、85%を下回る場合は基本料金を5%割増ししておりますが、東電EPにおいて廃止することから、当社においても2024年10月分料金より廃止いたします。なお、廃止に伴い料金単価を見直しいたします。各料金プランの料金単価については、「料金プランごとの見直し詳細」をご確認ください。

<見直し前の「離島等供給約款[低圧用]」における変更内容>

附則13 電力需要の基本料金についての経過措置を適用しないよう変更

実施時期：2024年10月分料金より